平成２８年（フ）第２４９号
長崎県長崎市片淵２丁目８番13－406号
債務者　山口　知明
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
茨城県神栖市平泉281番地10　第30平成コーポＡ101
債務者　高安　良子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第７０号
茨城県鹿嶋市大字平井1177番地１（大川住宅１）、住民票上の住所茨城県潮来市大洲1145番地１
債務者　村田　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１６４号
広島県福山市神辺町大字新徳田360番地３
債務者　藤見　　郁
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４４６号
熊本市東区花立２丁目６番17号
債務者　紫藤　英子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４８号
熊本市南区中無田町842番地２
債務者　名和　清貴
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４９号
熊本市南区中無田町842番地２
債務者　名和久美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４５０号
熊本市中央区国府３丁目６番３号　105
債務者　南部トシ子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
青森市大字三内字沢部349番地３　ひまわり館Ⅲ・Ａ－１
債務者　佐々木法仁
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
青森市堤町１丁目８番６－303号　能登第２ビル３階303号
債務者　櫻田　俊輔
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
山口市小郡下郷3649番地
債務者　伊藤　正和
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
山口県防府市勝間３丁目11番３号　クレール・ディアス202号
債務者　岡田　和樹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
大分県佐伯市中の島１丁目13番５号　金田アパート12号
債務者　吉川　優也
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６４２号
埼玉県川口市大字安行原1624番地の７
破産者　成瀬　聖一
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
長野県松本市波田1412番地26　ルミネサミゾ201
破産者　小澤　真也
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５９号
長野県飯田市上郷飯沼3157番地10
破産者　柳田　政子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県焼津市小土341番地の１
破産者　藁科　照子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部